

化学兵器禁止法に基づく 指定物質・有機化学物質等届出 に係る電子申請マニュアル

2026年6月19日改訂

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

目次

【1】 全体概要

【2】 事前準備

- 個別認証ID & 個別認証PW(暫定)の発行 【2】- 1
- e-Gov初回使用時のログイン用アカウント取得 【2】- 2
- e-Gov電子申請アプリケーションのインストール 【2】- 3
- e-Gov“案件ステータス”受信メール設定 【2】- 4 ~ 5

【3】 電子申請ファイルの作成手順

- 電子申請ファイルとは 【3】- 1
- 作成の注意点 【3】- 2 ~ 3
 - 補足 過去データのデータ取込み方法 【3】- 4
 - 補足 事業所名称の記載方法 【3】- 5
 - 補足 マクロの有効化 【3】- 6
 - 補足 セキュリティリスクの対処方法 【3】- 7

【4】 e-Gov申請手順

- e-Gov電子申請アプリの起動方法 【4】- 1
- アプリからのログイン方法 【4】- 2
- 目的とする手続きの検索方法 【4】- 3
- e-Gov申請可能な届出とは 【4】- 4
- 個別認証ID & 個別認証PW(暫定)の入力 【4】- 5
 - 補足 個別認証パスワードの取扱いについて 【4】- 6
 - 補足 個別認証パスワードの変更方法について 【4】- 7
- 申請者情報と法人番号の入力 【4】- 8
- 申請書作成日の入力 【4】- 9
- 添付書類のアップ方法 【4】- 10 ~ 11
- 届出提出方法と審査状況確認 【4】- 12
 - 補足 電子申請の取下げ手順 【4】- 13 ~ 14
 - 取下げ依頼がMETIから承認された場合 【4】- 15
 - 取下げ依頼がMETIから却下された場合 【4】- 16
- 注意事項 補正指示、拒否発出について 【4】- 17

【5】 お問い合わせ情報

【1】全体概要

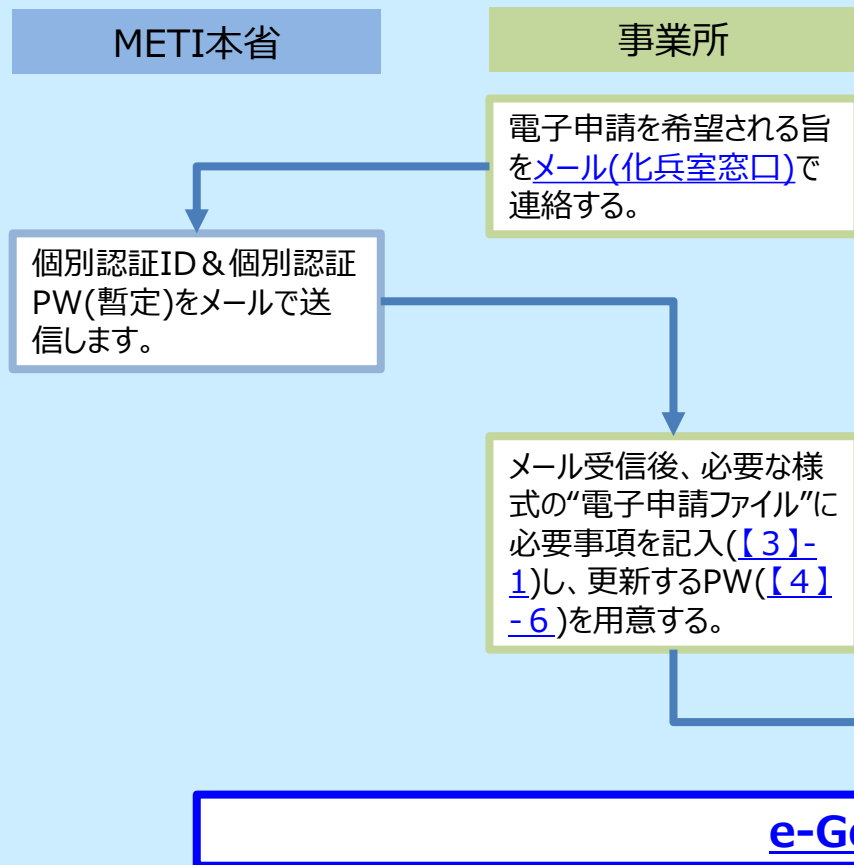
化学兵器禁止法(以下、化兵法)の届出及び化学兵器禁止条約の申告は、“[電子申請](#)”の利用を推奨しています。本マニュアルは、化兵法に基づく届出について電子申請による提出方法を説明するものです。

- 《1》 電子申請では、「電子申請ファイル」([【3】](#)参照)を作成し、「e-Govウェブサイト」([【4】](#)参照)にログインし、送信します。(初めてe-Govウェブサイトを利用する場合は、[gビズID等のログインアカウントの取得](#)が必要です。)
- 《2》 事前準備 ([【2】](#)参照)として、「個別認証ID&パスワード」が必要です。[【2】-1](#)と[【4】-5](#)を参照してください。(“電子証明書”は不要です。)
- 《3》 紙申請から電子申請へ切り替わる場合、「電子申請ファイル」の作成手順 ([【3】](#)参照)を一部簡素化できるサービス(直近の届出データを一部入力した「下書きファイル」([【2】](#)参照)の提供)がありますので、希望される際は、化兵室(この資料の最終ページ [お問い合わせ情報](#) 参照)までご連絡ください。なお、電子申請の切替時に限り、1回のみ利用可能です。

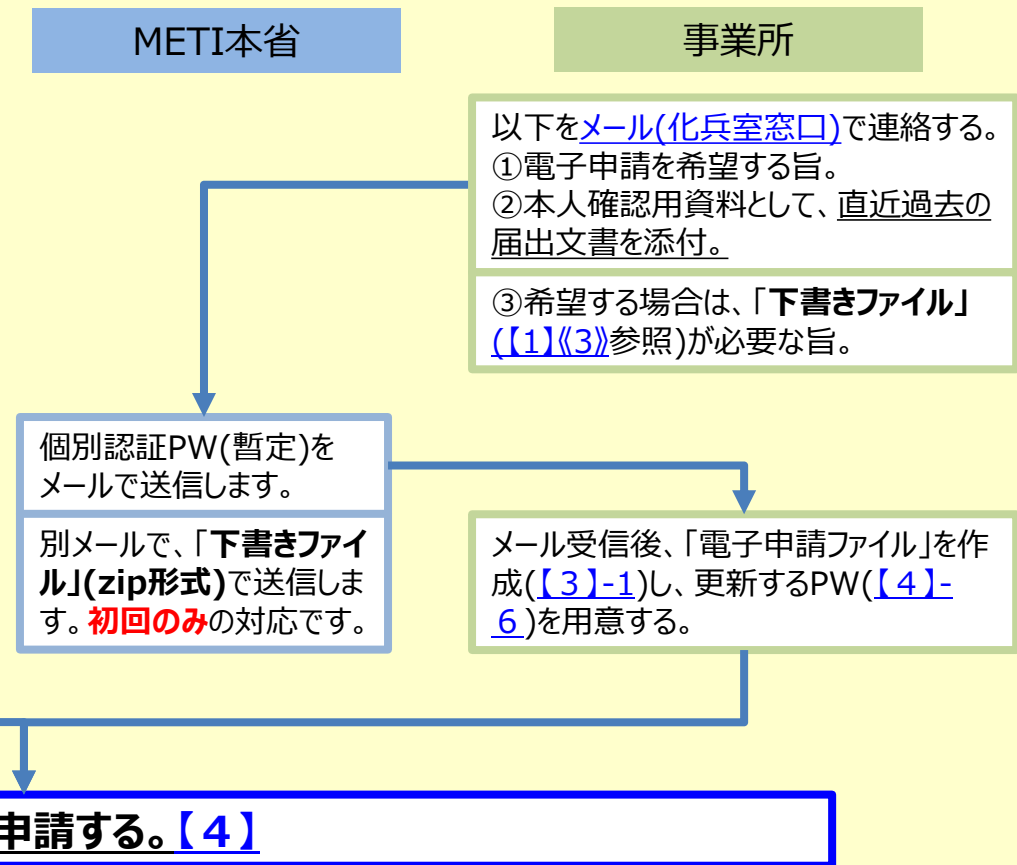
【2】-1 事前準備

個別認証ID & 個別認証PW(暫定)の発行

初めて化兵法の届出・申告をする場合



紙申請から電子申請に切り替える場合



- 個別認証IDとは、METIから発行される事業者コード/Plant Site Code(英文申告Formでも使用)とも表されるものです。
- 個別認証パスワード(PW)とは、METI発行のPW(暫定)を個社で更新したPW((半角英数字(記号文字不可)で8文字以上18文字以内)、【4】-6)のことです。
- 電子申請ファイル(【3】参照)とは、e-Gov申請時に必要なエクセルファイルです。下記リンクからダウンロードできます。
 - ◆ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

【2】-2 事前準備

e-Gov初回使用時のログイン用アカウント取得

以下①-③のいずれか1つのアカウントが必要です。

- ① gBizID (1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログイン可能)
- ② e-Govのアカウント
- ③ Microsoftアカウント (マイクロソフトから提供されたアカウントでも利用可能)

上記①のgBizIDは無料、有効期限なし、年度更新不要です。届出事業所が複数となる事業者では、gBizIDプライムアカウントの取得によって、各事業所ごとのIDも発行可能です。

関連ウェブサイト

① gBizID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※g BizIDのアカウントを取得済みか、下記のウェブサイトを確認可能です。

https://gbiz-id.go.jp/top/self_solving/self_solving.html

② e-Gov

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>

③ Microsoftアカウント

<https://account.microsoft.com/account?lang=ja-jp>

※申請者情報の設定時に**法人番号 (13桁)**が必要です。下記国税庁法人番号公表サイトで検索可能です。

(注：化兵法届出の事業所コード (8桁)ではありません。)

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

【2】-3 事前準備

e-Gov電子申請アプリケーションのインストール

“e-Gov 利用準備”のURL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/>
をクリックし、画面一番下までスクロールし、下記図の“アプリケーションのインストール”からダウンロード・インストールし、“マイページ”に進んでください。

PC のインストール要件 :

- CPU 1GHz以上
- 搭載メモリ 2GB以上
- 使用可能ディスク領域 20MB以上
- 対応するOSとブラウザ (例 : Windows11→Edge、 macOS 10.15→Safari 13、等)

3 アプリケーションのインストール
e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

Windows版

e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (Windows版)

インストール手順を確認 (Windows版)

macOS版

e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (mac OS版)

インストール手順を確認 (mac OS版)

準備が出来たらマイページへ

マイページへ
(e-Gov電子申請アプリケーション起動)

← マイページへ

【2】-4 事前準備

e-Gov”案件ステータス”受信メール設定①

前頁下部の「マイページへ」をクリック後、
「e-Gov電子申請アプリケーションを起動」をクリックして開き、e-Gov にログインしてください。

①e-Gov 電子申請アプリケーション起動

申請等の手続は「e-Gov電子申請アプリケーション」を使って行います。
インストールがお済みの場合は、下のボタンからアプリケーションを起動し、手続に進んでください。

e-Gov電子申請アプリケーションを起動

次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。

②以下の「e-Gov 電子申請アプリケーションを開こうとしています。」というポップアップが表示された場合は、「開く」をクリック

このサイトは、e-Gov電子申請アプリケーションを開こうとしています。

https://shinsei.e-gov.go.jp では、このアプリケーションを開くことを要求しています。

shinsei.e-gov.go.jp が、関連付けられたアプリでこの種類のリンクを開くことを常に許可する

開く

キャンセル

③e-Gov アカウントログイン画面が表示されるので、登録されているアカウントでログイン

e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード

[パスワードを忘れた方](#)

ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ](#)

または以下のアカウントでログイン



G Biz IDでログイン



Microsoftでログイン

e-Gov アカウントでの
ログインの場合

G Biz ID
または Microsoftでの
アカウントの場合

【2】-5 事前準備

e-Gov”案件ステータス”受信メール設定②

- ① e-Gov にログイン後、画面右上にあるアカウントをクリックし、「利用者設定」を選択してください。
- ② 「利用者設定変更画面」で「案件ステータス」を“受信する”に変更してください。
- ③ 画面右下にある「内容を確認」を押下し、画面右下にある「変更」をクリックし、設定完了です。

e-GOV 電子申請

お問い合わせ ヘルプ

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

利用者設定変更

関心のある手続分野 追加

手続分野分類の追加により、関心のある手続分野を指定できます。

現在、関心のある手続分野は登録されていません。

メール通知設定

各種メール通知の配信設定が可能です。

日次サマリー

受信する 受信しない 暗号化

案件ステータス

受信する 受信しない 暗号化

手数料等納付のご連絡

受信する 受信しない

① 利用者を選択する。

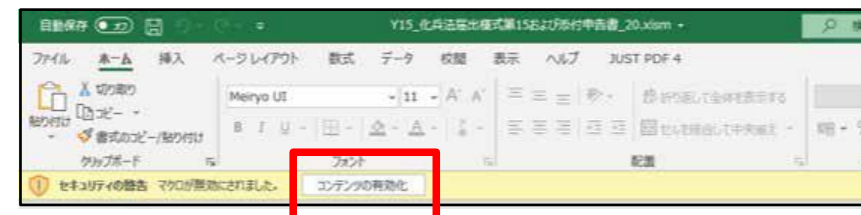
② 案件ステータスを“受信する”に変更する。

【3】-2 電子申請ファイルの作成手順

作成の注意点①

入力セルはピンク（入力必須）／ブルー（入力任意）／グレー（入力不要）で色分けされています。
上から順に入力し、ポップアップメッセージを参考に作成してください。

主な操作・入力作業の流れ



1. 電子申請ファイルを開き、「コンテンツの有効化」を押す（マクロを利用しています）。
2. 「基本情報・事業所情報の作成」シート作成
 - 当該シートは、過去又は他の化兵法届出ファイルの同一シートから情報を取込・転記することも可能です。
 - 届出関係担当者及び国際検査対応関係者欄の最初の1名は必須入力（同じ方でも可）、3名まで登録可能です。
 - 国際検査対応関係者が届出関係担当者と同一の場合、「届出者転記」ボタンで一括転記可能です。
 - 届出のみの場合は英文申告Form が不要となるため、英文申告関連部分の入力は不要になります。（当該欄は「届出・申告書の作成」シートで「届出のみ」を選択した後にグレー（入力不要）に反転します。）
3. 「届出・申告書の作成」シート作成
 - 届出様式と英文申告Form の入力範囲がそれぞれブロック化されています。はじめに届出に必要な枚数やプラント数を設定することによって、必要枚数の届出様式、英文申告Form が表示される仕組みです。
4. シート名冒頭に【自動入力】と表示された届出様式、英文申告Formシートを確認し、記述内容に間違いがなければ保存し完成です。

【3】-3 電子申請ファイルの作成手順

作成の注意点②

- 入力セルの**コピー & ペーストは行わない**でください。（セルの構造が壊れてしまいます。）
- ファイル名称は変更可能ですが、**ファイル名の先頭の3文字“Y * *”は変更しない**でください。
 - * * は届出様式番号 2 桁を示しており、当該文字列がないと電子申請が受理されません。また、e-Govでは一部の記号文字をファイル名に使うことができません。
 - 入力可能な文字について：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/notes/letters.html>
 - ファイル名称は108バイト以内（全角文字換算で34文字以内）です。
- 「基本情報・事業所情報の作成」シートにある事業所情報で“個別認証ID”（[【2】-1](#)）参照）が分からない、もしくはお持ちでない場合は、以下までお問い合わせください。

化兵法指定物質届出、有機化学物質・特定有機化学物質製造実績届出関連 → 管轄の経済産業局へ
指定物質輸出入実績届出関連 → 経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室へ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/toiawase.pdf

【3】-4 電子申請ファイルの作成手順 補足①

過去データの取込み方法

- 電子申請ファイルは、システム更新に伴いバージョンを更新しています。現在有効な化兵法電子申請ファイル [届出・申告関係 \(METI/経済産業省\)](#) を使用してください。

物質区分	様式分類	hp掲載の更新バージョン情報
第一種指定物質	Y15 製造等(使用)予定届出	Version 2.0.2 2025年8月更新版
	Y17 製造等(使用)実績届出	
第二種指定物質	Y18 製造予定届出書	Version 2.0.1 2024年6月更新版
	Y19 製造実績届出書	
第一 & 二種指定物質	Y16 変更届出	Version 2.0.0 2023年8月更新版
	Y20 輸出(輸入)実績届出	Version 2.0.1 2024年6月更新版
有機化学物質(DOC & PSF)	Y21 製造実績届出	Version 2.0.0 2023年8月更新版

2026年6月現在

- 以前の電子申請ファイルデータを、更新版電子申請ファイルに取り込み転記することができます。電子申請ファイルの「基本情報・事業所情報の作成」シートを選択し、画面上部の以下の項目欄で以前電子申請した際の電子申請ファイルを選択して、「基本情報・事業所情報の作成」シート取込」ボタンを押下してください。過去データから更新すべき箇所だけ修正して申請してください。

過去または他の化兵法届出で作成した基本情報・事業所情報を自動で転記することができます。

①化兵法の届出エクセルファイルを指定してください。(「ファイル選択…」ボタン)
 ②「取込」ボタンをクリックすると、「基本情報・事業所情報の作成」「届出・申告書の作成」シートに入力した内容が各シートに転記されます。
 ※既に入力済の項目は上書きされますのでご注意ください。(念のため、このファイルのバックアップを取ってから実行することをお勧めします。)

転記元ファイル:

ファイル選択...

「基本情報・事業所情報の作成」シート取込
 「Y21」ブック「届出・申告書の作成」シート取込

- 更新版は、製品分類コードにおける選択数の制限はありません。

事業所の主要な活動

リストからコードを選択しOKボタンを押して下さい。コードが複数ある場合は並び順を選択できます。

511 炭化水素及びその混合物、アルコール、二酸化炭素及び二酸化硫黄
 512 アルコール、フェノール、フェノール系アルコールの混合物、アルコール、二酸化炭素及び二酸化硫黄
 513 炭素酸及びその誘導体、無水物、酸酐、酸塩化物及びその誘導体、アルコール、二酸化炭素及び二酸化硫黄
 514 窒素官能基化合物、ただし、炭素を除く
 515 有機化学物質(環状多環系及び非環状)
 516 その他の有機化学物質(ただし、511から514及び517から519を除く)
 517 アルカン、シクロ、芳香族、518から519を除く
 518 無機化学元素、酸化物及びその誘導体
 519 無機酸、塩及び誘導体、有機及び無機配位子の金属錯体
 524 有機金属化合物
 525 放射線物質及び関連物質

515

【コード選択】 事業所の主要な活動

OK 次へ 閉じる

【3】-5 電子申請ファイルの作成手順 補足②

事業所名称の記載方法

- 「基本情報・事業所情報の作成」シートの「届出を行う事業所の情報を入力してください。」欄にある事業所の名称は、「会社名 事業所名」で入力してください。

届出を行う事業所の情報を入力してください。		日本語
事業所の名称（「会社名 事業所名」で入力）	霞ヶ関工場	
事業所コード		
所在地		

Microsoft Excel

×

・会社名も入力してください（例：経産化学株式会社 東京工場）。
・最大150文字までです。

再試行(R) キャンセル ヘルプ(H)

○公的な書類で確認可能な名称を「会社名 事業所名」で入力してください（例：経産化学株式会社 東京工場）。

●日本語届出様式の項目です。

- 「基本情報・事業所情報の作成」シートの「届出を行う事業所の情報を入力してください。」欄にある「都道府県」の英語表記は、「英語県名大文字・小文字変換」ボタンで変更できます。併せて、電子申請ファイルの自動入力シートの表記も自動で変更されます。

届出を行う事業所の情報を入力してください。		日本語	英語
事業所の名称（「会社名 事業所名」で入力）			
事業所コード			
所在地	都道府県	東京都	Tokyo
			英語県名大文字・小文字変換

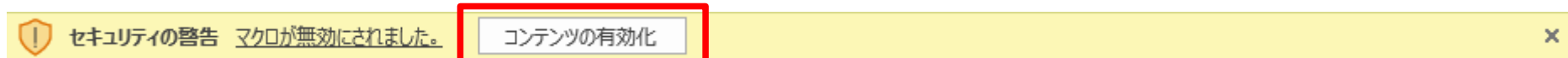
“Tokyo” ←→ “TOKYO”

【3】-6 電子申請ファイルの作成手順 補足③

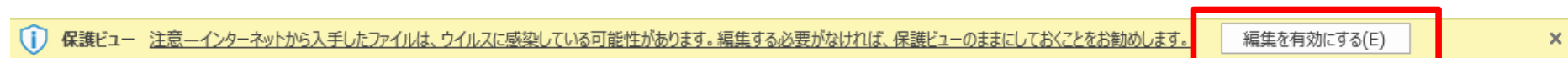
マクロの有効化

電子申請ファイルはエクセルのマクロ機能を利用していますが、Microsoft社が提供する製品のセキュリティ強化のため、本電子申請ファイルも含め、インターネットから取得したファイルのマクロが無効化・ブロックされる仕様に変更されています。そのため、以下の手順で電子申請ファイルの最新版をダウンロードし、マクロを有効にしてご利用ください。

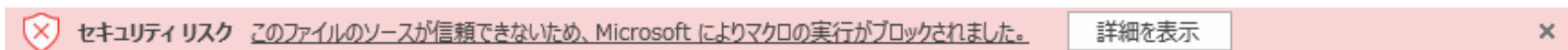
- ① 経済産業省ウェブサイトのURL [届出・申告関係 \(METI/経済産業省\)](#) から電子申請ファイルをダウンロードしてください。
- ② ダウンロードされた電子申請ファイルを開くと、以下の「セキュリティの警告」、「保護ビュー」、「セキュリティリスク」の情報が画面上部に表示される場合がありますので、それぞれ以下のとおり対処いただき、マクロを有効化してください。



→ 「コンテンツの有効化」ボタンを押下してください。



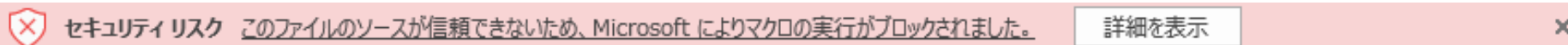
→ 「編集を有効にする (E)」ボタンを押下してください。



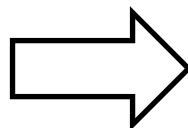
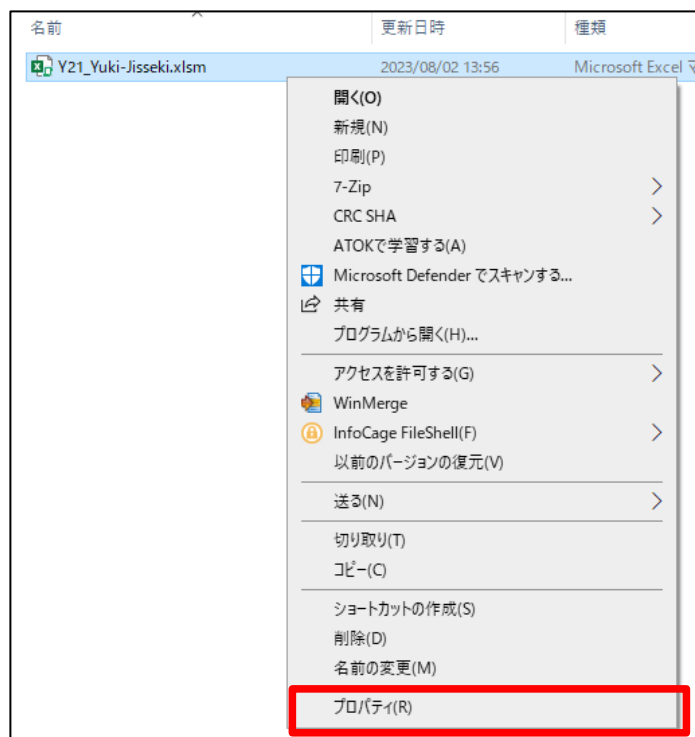
→ 電子申請ファイルを閉じて、次ページの手順で対処してください。

【3】-7 電子申請ファイルの作成手順 補足④ セキュリティリスクの対処方法

以下の「セキュリティリスク」が表示される場合の対処方法：



- ① 当該電子申請ファイルを閉じてください。
- ② ダウンロードした電子申請ファイル（例：Y21_Yuki-Jisseki.xlsm）をエクスプローラーで表示し、当該ファイルを右クリックして「プロパティ」を選択してください。
- ③ プロパティウィンドウ（「全般」タブ）の下部、「セキュリティ：このファイルは他のコンピューターから取得したものです。このコンピューターを保護するため、このファイルへのアクセスはブロックされる可能性があります。」と表示されている右側の「許可する（K）」のチェックボックスをクリックしてチェックを入れ、画面最下部の「OK」をクリックしてください。
- ④ 電子申請ファイルを開いてください。



【4】-1 e-Gov申請 手順①

e-Gov電子申請アプリの起動方法

電子申請ファイル及び添付資料等は、e-Govから届出してください。

- ① e-Gov (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) にアクセスして「ログイン」してください。
- ② e-Gov 電子申請アプリケーションを起動してください。



【4】-2 e-Gov申請 手順②

アプリからのログイン方法

- ① 「e-Gov 電子申請アプリケーションを開こうとしています。」というポップアップが表示された場合は、「開く」をクリックしてください。

このサイトは、**e-Gov**電子申請アプリケーション を開こうとしています。
https://shinsei.e-gov.go.jp では、このアプリケーションを開くことを要求しています。

shinsei.e-gov.go.jp が、関連付けられたアプリでこの種類のリンクを開くことを常に許可する

開く キャンセル

- ② e-Govアカウントログイン画面が表示されるので、個社アカウントでログインしてください。

e-Govアカウントログイン

メールアドレス
パスワード
パスワードを忘れた方

ログイン

e-Govアカウント登録ページへ

または以下のアカウントでログイン

G BizIDでログイン
Microsoftでログイン

..... e-Govアカウントでのログインの場合

..... G BizIDまたはMicrosoftでのログインの場合はこちらをクリック

【4】-3 e-Gov申請 手順③

目的とする手続きの検索方法

画面の上部メニューにある「**手続検索**」を選択し、以下3点を選択してください。



手続名称から探す→「化学兵器禁止法」

手続分野分類から探す→
「安心・安全／化学物質管理／化兵法」

所管行政機関から探す→「経済産業省」

【4】-4 e-Gov申請 手順④

e-Gov申請可能な届出とは

希望する届出の「申請書入力へ」をクリックしてください。

化学兵器禁止法 有機化学物質又は特定有機化学物質の製造実績届出 個別認証必要	ブックマーク	申請書入力へ
化学兵器禁止法 指定物質の輸出入実績届出 個別認証必要	ブックマーク	申請書入力へ
化学兵器禁止法 指定物質の製造等・使用予定変更届出 個別認証必要	ブックマーク	申請書入力へ
化学兵器禁止法 第二種指定物質の製造実績数量届出 個別認証必要	ブックマーク	申請書入力へ
化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出 個別認証必要	ブックマーク	申請書入力へ
化学兵器禁止法 第二種指定物質の製造予定数量届出 個別認証必要	ブックマーク	申請書入力へ
化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出 個別認証必要	ブックマーク	申請書入力へ

e-Govで手続可能な化学兵器禁止法における届出

化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出
化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出
化学兵器禁止法 第二種指定物質の製造予定数量届出
化学兵器禁止法 第二種指定物質の製造実績数量届出

化学兵器禁止法 指定物質の輸出入実績届出
化学兵器禁止法 有機化学物質又は特定有機化学物質の製造実績届出
化学兵器禁止法 指定物質の製造等・使用予定変更届出

【4】-5 e-Gov申請 手順⑤

個別認証ID&個別認証PW(暫定)の入力

個別認証ウィンドウが開いたら、個別認証ID及びパスワード（暫定）を入力し、OKをクリックしてください。

個別認証

申請・届出に必要な情報を入力してください。

ユーザID

パスワード

キャンセル OK

【4】-6 e-Gov申請 補足①

個別認証パスワードの取扱いについて

重要

本システムでは、個別認証パスワードに有効期限が設定されており、有効期間は【3年間】です。

有効期限が切れた場合は、パスワードの更新が必要です。更新の際には従前のパスワードの入力が求められるので、担当者交代時にはパスワードを適切に管理してください。

なお、新たに取得した個別認証ID(【2】-1 参照)に付与されるパスワードは暫定パスワードです。初回ログイン時に、画面の指示に従ってパスワードを更新してください。

◆ パスワードの有効期限が切れていた場合

個別認証

申請・届出に必要な情報を入力してください。

❗ パスワードの有効期限が切れています。以下のURLからパスワード変更用画面にアクセスし、パスワードを変更ください。
<https://kahei.meti.go.jp/change-password>

ユーザID

06004001

パスワード

Test12345!

キャンセル

OK

◆ 新たに取得した個別認証IDでログインする場合

個別認証

申請・届出に必要な情報を入力してください。

❗ このパスワードは暫定パスワードです。以下のURLからパスワード変更用画面にアクセスし、パスワードを変更ください。
<https://kahei.meti.go.jp/change-password>

ユーザID

10021126

パスワード

psIp^wk4@M!R

キャンセル

OK

【4】-7 e-Gov申請 補足②

個別認証パスワードの変更方法について

- 「化学兵器禁止法届出・申告 個別認証パスワード変更」（下記リンク）にアクセスします。
<https://kahei.meti.go.jp/change-password.html>
- パスワードポリシーに沿い、新しいパスワードを設定します。
- IDやパスワードを忘れた場合は、経済産業省までご連絡ください。（本マニュアルの最終ページの“[お問い合わせ情報](#)”参照）
- パスワードの有効期間は、変更した日から3年間です。

化学兵器禁止法届出・申告 個別認証パスワード変更

個別認証ID・現在のパスワード・新しいパスワードを入力し、ボタンからパスワードを変更してください。

個別認証ID

現在のパスワード（期限切れのパスワードでも問題ありません）

新しいパスワード ①

新しいパスワード(再入力)

[パスワードを変更する](#)

【パスワードポリシー】

- ①10桁以上
 - ②英大文字を1つ以上含む
 - ③英小文字を1つ以上含む
 - ④特殊文字を1つ以上含む
- ※以下の文字を特殊文字として扱う。
※先頭以外、末尾以外のスペース文字も特殊文字として扱う。

^ \$ * . [] { } () ? - " ! @ # % & / ¥ ,
> < ' : ; | _ ~ ` + =

- ⑤数字を1つ以上含む

【4】-8 e-Gov申請 手順⑥

申請者情報と法人番号の入力

「申請書入力」画面で、上から順に、「1.基本情報」の申請者情報と連絡先情報を確認し、未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押して対応してください。

1. 基本情報
未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	
申請者氏名	
住所	

連絡先情報

必須

連絡先情報を設定

法人名	
連絡先氏名	
住所	

申請者情報

- 委任を受けて代理人(例：工場長等)が届出する場合は申請者情報を代理人となるよう修正してください。
- 法人番号は [国税庁 法人番号公表サイト](#) で検索できます。(化兵法届出のプラントサイトコード (8 桁) ではありませんので、ご注意ください。)

【4】-9 e-Gov申請 手順⑦

申請書作成日の入力

「申請する様式一覧」から必要な届出項目をクリックし、「申請書作成日」を入力し、「申請者の情報」を確認し、必要に応じて修正してください。

The screenshot shows the application form interface. On the left, under '申請する様式一覧', the selected item is '化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出' (Chemical Weapons Prohibition Act, First Designated Substance Manufacturing, etc.). A 'プレビュー' (Preview) button is visible above the form. The form fields are as follows:

- 文書名: 化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出
- 申請書作成日: A date selection field with a dropdown for '西暦' (Gregorian calendar) and input boxes for year, month, and day. This field is highlighted with a red box and a red arrow pointing from the title above.
- あて先: 経済産業大臣 殿
- 申請者の情報: A section with multiple input fields for '名称フリガナ', '名称', '役職', '氏名フリガナ', '氏名', '住所フリガナ', and '住所'. This entire section is highlighted with a red box.
- 申請届出根拠: 化学兵器の禁止及び付随物資の規制等に関する法律 第24条第1項、第2項、第9項及び、第26条第1項、第2項、第9項の規定により、次のとおり申請します。

申請書作成日を入力

申請者の情報を確認

【4】-10 e-Gov申請 手順⑧

添付書類のアップ方法①

“添付書類”画面の「書類を添付」をクリックしてください。

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

必須 Y15から始まる電子申請ファイル(Y15...xlsm)

書類を添付

“添付書類追加”のウィンドウが開くので、添付書類をアップしてください。

添付書類追加

申請に必要な書類を添付してください。

添付可能ファイル拡張子 : [bmp, csv, doc, docm, docx, dwg, dxf, gen, gif, htm, html, i2k, jaw, jbw, jpeg, jpg, jtd, jtw, juw, pdf, ppt, pptm, pptx, sid, tif, tiff, txt, xfdf, xls, xlsb, xlsm, xlsx, xml, zip]

必須 書類名 : Y15から始まる電子申請ファイル(Y15...xlsm)

提出形式 : 添付

こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL : 参照 URL確認

ファイルサイズ : KB/102400KB

ファイルサイズ合計 : 0KB

キャンセル

追加

添付

Y * * から始まる電子申請ファイル (Y * * …xlsm) をアップしてください。
(* * : 2桁の数字。変更しないでください。)

【4】-11 e-Gov申請 手順⑨

添付書類のアップ方法②

- 図面、参考資料、説明資料等は、「この書類を提出」の左隣のチェックボックスにチェックを入れ、提出ファイルをアップしてください。
- 複数のファイルを添付したい場合は、画面右下の「追加」をクリックすることで対応可能です。
- すべてのファイルを添付したら、画面右下にある「添付」をクリックしてください。

添付書類追加

申請に必要な書類を添付してください。

添付可能ファイル拡張子: [bmp, csv, doc, docm, docx, dwg, m, xlsx, xml, zip]

必須

書類名: Y15から始まる電子申請ファイル(Y15...xlsm)

提出形式: 添付

ここにファイルをドラッグアンドドロップして指定

ファイル名/URL: 参照 URL確認

ファイルサイズ: KB/102400

この書類を提出

書類名: 図面、参考資料、説明資料等の添付資料ファイルを添付

提出形式: 添付 別送

ここにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL: 参照 URL確認

ファイルサイズ: KB

削除

ファイルサイズ合計: 0KB

キャンセル

追加

添付

※添付可能なファイル：PDFファイル、ワードファイル、エクセルファイル等
※ファイル名：任意。ファイル名称は108バイト（全角文字換算で34文字）以内。
一部使用できない記号・文字があります。

■入力可能な文字について：

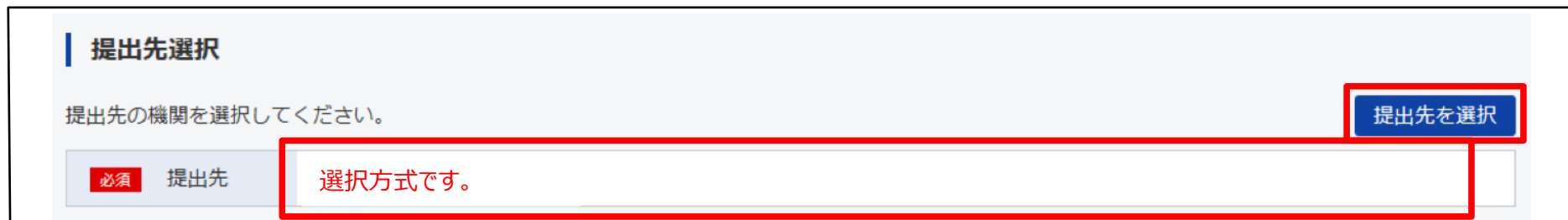
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/notes/letters.html>

「追加」ボタンを押すと
「書類名」以下の部
分が表示されます。

【4】-12 e-Gov申請 手順⑩

届出提出方法と審査状況確認

「提出先」ボックスの右上の「提出先を選択」をクリックし、提出先を選択してください。



提出先選択

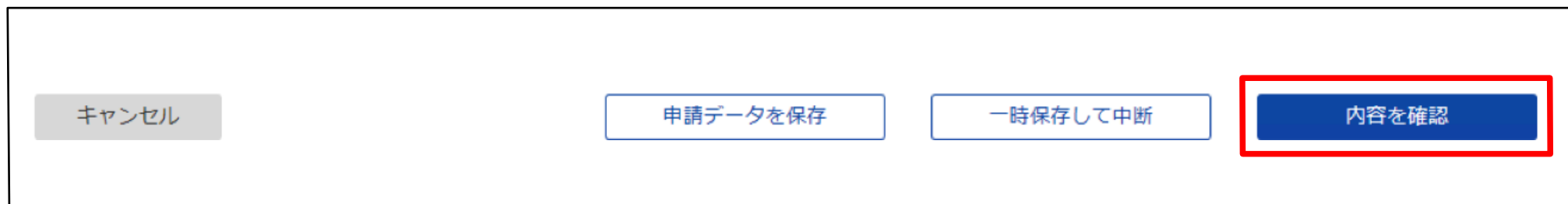
提出先の機関を選択してください。

必須 提出先

提出先を選択

選択方式です。

必要事項の入力が完了したら画面一番下にあり「内容を確認」をクリックします。
作業途中の場合は、「申請データを保存」、「一時保存して中断」を活用してください。



キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

内容確認後、「提出完了」をクリックすると、「到達番号」や「到達日時」が表示されます。マイページからも審査状況の確認ができます。

なお、提出直後は「到達」、審査開始から終了までは「審査中」と表示されます。
(審査時期は、通例、予定届出10月末頃、実績届出3月末頃です。)

電子申請では、以下のような場合に申請の取下げ依頼ができます。

- ・様式等の選択ミス、入力間違い等、誤った申請をした場合
- ・申請の取下げを実施するよう、経済産業省から指示を受けた場合

手順《1》：「申請案件一覧」タブの「審査案件状況」画面下部「ステータス」の「申請取下げ」をクリックします。

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | **申請案件一覧** | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	1542026000001025
法人名	切替テスト株式会社
申請者氏名	切替テスト 届出者
手続名称	化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出/化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出
提出先組織	関東経済産業局産業部製造産業課

ステータス：審査中 ☰ 履歴一覧

到達/補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2026年2月25日 12時18分	2026年2月25日 12時52分			申請取下げ

【4】-14 e-Gov申請 補足④

電子申請の取下げについて②

手順《2》「取下げ依頼」画面が現れますので必要事項を記入し、「内容を確認」後、提出してください。

取下げ依頼	
到達番号	1542026000001025
法人名	切替テスト株式会社
申請者氏名	切替テスト 届出者
手続名称	化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出 / 化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出
提出先組織	関東経済産業局産業部製造産業課

取下げ依頼内容

取下げ依頼者氏名

取下げ理由

キャンセル 内容を確認

手順《3》 提出時にパスワードが求められます。こちらのパスワードには個別認証PWではなく、e-Govにログイン時のパスワードを入力してください。

再認証

必須 パスワード

パスワードを忘れた方はこちら

閉じる 認証

【4】-15 e-Gov申請 補足⑤

取下げ依頼がMETIから承認された場合

取下げ依頼が承認された場合、ステータスが「手続き終了(取下げ済み)」となります。
「取下げ認容通知」をクリックすると通知詳細を確認することができます。

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | **申請案件一覧** | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	1542026000001206
法人名	第一種指定物質 予定
申請者氏名	第一種指定物質 予定
手続名称	化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出／化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出
提出先組織	経済産業省北海道経済産業局地域経済部製造・情報産業課

ステータス：手続き終了 (取下げ済み)

≡ 履歴一覧

到達／補正日	審査開始	審査終了	手続き終了	申請取下げ
2026年3月11日 17時22分	2026年3月11日 18時13分		2026年3月12日 11時55分	

メッセージ：1件

発行日時	種別	件名	発出元	既読状況
2026年3月12日 11時55分	取下げ	取下げ認容通知	経済産業省大臣官房産業 保安・安全グループ 化 学物質管理課 化学兵 器・麻薬原料等規制対策 室	既読

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | **メッセージ** | 基本情報管理

取下げ認容通知

本文	承認します
添付ファイル	
到達番号	1542026000001206
種別	取下げ
法人名	第一種指定物質 予定
申請者氏名	第一種指定物質 予定
手続名称	化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出／化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用予定数量届出
発行日時	2026年3月12日 11時55分
発出元	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室

戻る

メッセージを保存

【4】-16 e-Gov申請 補足⑥

取下げ依頼がMETIから却下された場合

取下げ依頼が却下された場合、ステータスが「審査中」となり、現在の申請の内容で審査されます。
「取下げ却下通知」をクリックすると、通知詳細を確認することができます。

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | **申請案件一覧** | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	1542026000001025
法人名	切替テスト株式会社
申請者氏名	切替テスト 届出者
手続名称	化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出／化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出
提出先組織	関東経済産業局産業部製造産業課

ステータス：審査中 [履歴一覧](#)

到達／補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2026年2月25日 12時18分	2026年2月25日 12時52分			申請取下げ

メッセージ：1件

発行日時	種別	件名	発出元	既読状況
2026年2月25日 14時54分	取下げ	取下げ却下通知	経済産業省大臣官房産業 保安・安全グループ 化 学物質管理課 化学兵 器・麻薬原料等規制対策 室	既読



マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | **メッセージ** | 基本情報管理

取下げ却下通知

本文	切替テスト 取下げ却下
添付ファイル	
到達番号	1542026000001025
種別	取下げ
法人名	切替テスト株式会社
申請者氏名	切替テスト 届出者
手続名称	化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出／化学兵器禁止法 第一種指定物質の製造等・使用実績数量届出
発行日時	2026年2月25日 14時54分
発出元	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室

[戻る](#) [メッセージを保存](#)

重要

【届出済であることの確認】

届出〆切期限までに「審査中」となるよう時間に余裕を持ってご対応ください。

「審査中」となっている場合でも、審査の結果、内容の補正が必要な場合は、電話やメールによる照会、e-Gov 経由にて補正指示が発出される場合があります。

【補正指示について】

e-Gov 経由にて補正指示がなされた場合は、e-Gov マイページ（または申請案件一覧）から補正指示がなされた申請をご確認頂き、補正箇所が部分的であっても、補正されたファイルを含め、電子申請されるすべてのファイルの一式を再送頂けますようお願いいたします。（システム仕様のため）

【拒否発出について】

以下のような場合においては申請が受理されず、ステータスは「**手続終了（返戻）**」となります。

- ✓ ファイル名がY から始まる電子申請ファイルが添付されていない
- ✓ すでに届出がされている
- ✓ 事業所コードが経済産業省側のシステムに登録されていない
- ✓ 必須入力項目が入力されていない など

その場合は、e-Gov マイページ（または申請案件一覧）から「**手続終了（返戻）**」となっている拒否通知の内容をご確認いただき、必要な修正の後、再提出してください。

【5】お問い合わせ情報一覧

e-Gov関連

- e-Gov 電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
- e-Gov ヘルプ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help>
- お問い合わせ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

gBizID 関連

- gBizID <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>
- gBizID マニュアルよくある質問 <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>
- お問い合わせ <https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html> <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

個別認証ユーザーID・パスワード付与、電子申請ファイル関連及び化兵法届出全般

個別認証ユーザーID・パスワード付与及び電子申請ファイル関連

- お問い合わせメールフォーム

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

化兵法届出全般

- 化兵法届出・申告関係ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html
- 届出先及び届出に関するお問合せ先 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/toiawase.pdf